

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正案	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け
改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け	改正 20160905商局第2号 平成28年9月23日付け
改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け	改正 20170803保局第1号 平成29年8月14日付け
改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け	改正 20180824保局第2号 平成30年10月1日付け
改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け	改正 20200220保局第1号 令和2年2月25日付け
改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け	改正 20200511保局第2号 令和2年5月13日付け
改正 20200527保局第2号 令和2年6月1日付け	改正 20200527保局第2号 令和2年6月1日付け
改正 20200806保局第3号 令和2年8月12日付け	改正 20200806保局第3号 令和2年8月12日付け
改正 20210317保局第1号 令和3年3月31日付け	改正 20210317保局第1号 令和3年3月31日付け
改正 20210524保局第1号 令和3年5月31日付け	改正 20210524保局第1号 令和3年5月31日付け
改正 20220328保局第1号 令和4年4月1日付け	改正 20220328保局第1号 令和4年4月1日付け
<u>改正 20220530保局第1号 令和4年6月10日付け</u>	
電気設備の技術基準の解釈	電気設備の技術基準の解釈

改正案	現行
<p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>	<p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p>
<p>【サイバーセキュリティの確保】（省令第15条の2） 第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。 一・二 （略） <u>三 自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）に係る遠隔監視システム及び制御システムにおいては、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン（内規）」（20220530保局第1号 令和4年6月10日）によること。</u></p>	<p>【サイバーセキュリティの確保】（省令第15条の2） 第37条の2 省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。 一・二 （略） （新設）</p>

附 則（20220530保局第1号）

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物についてのこの規程による改正後の電気設備の技術基準の解釈第37条の2第3号の適用については、この規程の施行後最初に行う変更の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。